

安芸広域市町村圏事務組合事務局設置条例

(平成2年7月1日 条例第5号)

(事務局の設置)

第1条 安芸広域市町村圏事務組合は、その属する事務を処理させるため事務局を置く。

(職員の定数)

第2条 事務局の職員の定数は、安芸広域市町村圏事務組合職員定数条例（平成2年条例第4号）の定めるところによる。

(委任規定)

第3条 法令に定めるものを除くほか、事務局について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。